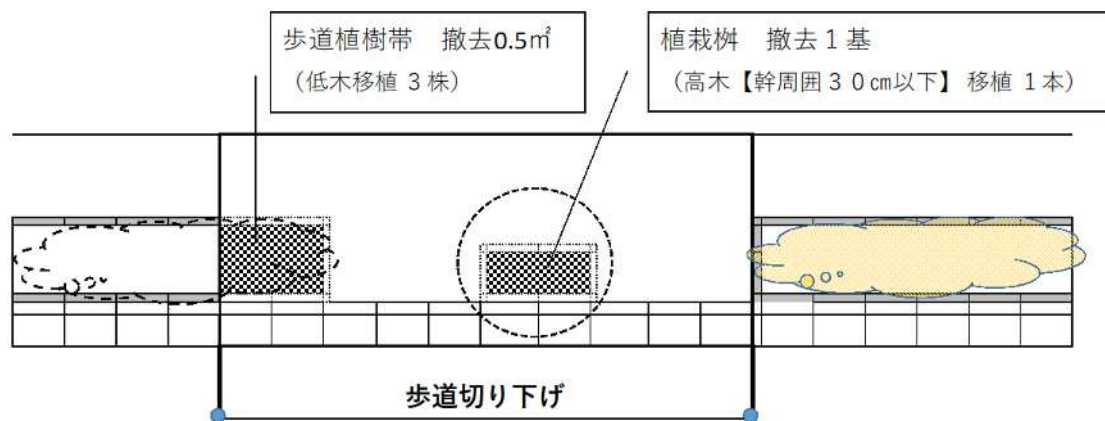


自費工事承認申請（植樹帯）の作成例について

■計画平面図例

参考に、歩道切り下げにより植樹帯を撤去する場合の図面作成例を記載します。



例 計画平面図

■申請書の記入例

計画平面図例について、申請書「4 植樹帯工事」に記入する場合は以下のとおりです。

	内容	数量	備考
4	植樹帯工事		撤去する高木本数 1本
	・歩道植樹帯 撤去・復旧(新設)	0.5㎡	撤去する中木本数 ○本
	・植栽樹(独立樹) 撤去・復旧(新設)	1基	

(1) 内容

- ・工事において、①歩道植樹帯及び植栽樹を「撤去」するのか、又は②工事(住宅の解体等)に伴い歩道植樹帯などを一旦撤去し、再び工事後に「復旧(新設)」するのか、いずれかを選択してください。

(2) 数量

- ・数量は、歩道植樹帯は「面積」、植栽樹は「箇所数(基)」を記入してください。
- ・いずれも工事によって差し引き「マイナスとなる(減る)数量」を記入してください。
例えば、歩道植樹帯1㎡撤去したのち0.5㎡復旧(新設)した場合の数量は0.5㎡となります。

(3) 備考

- ・備考欄には、工事によって撤去する高木(高さ3m以上)の本数を記入してください。
なお、ツバキ、キンモクセイ等の中木(樹高1m超～3m未満)がある場合にはその撤去本数も記入してください。

■樹木の扱いについて

(1) 歩道植樹帯や植栽樹を撤去する場合

- ・原則として、撤去する高木のうち幹周囲(※地面から1.2mの幹周囲の長さ)が30cm以下のもの、及び低木は歩道植樹帯等の空きスペースに移植することを前提として申請してください。

しかし、樹木は、樹種や場所、樹齢等によって生育状況は様々ですので、承認申請書が提出され

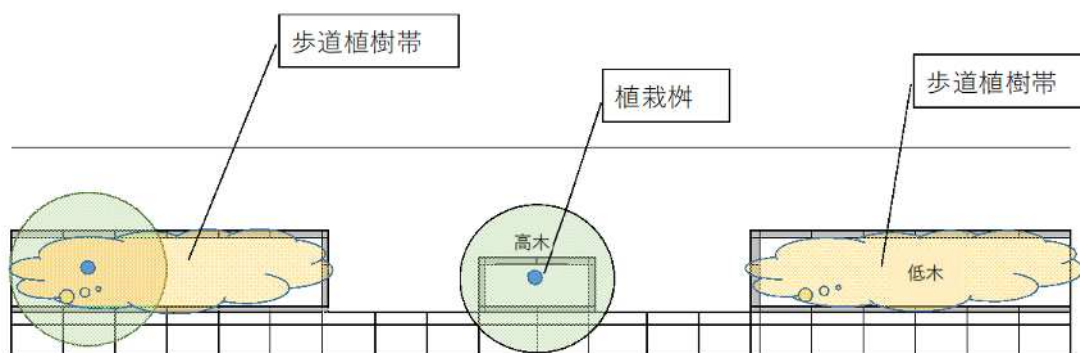
その後、道路補修課街路樹係が、樹木を移植するか、撤去（伐採）するかの確認を行います。そのうえで、確認結果とともに、移植する場合には樹木の移植先を道路管理課経由で回答しますので、対応をお願いします。

- ・高木は支柱（二脚鳥居）でしっかりと固定し、高木、低木いずれも十分水を与えて土と根が密着するようにしてください。
- ・高木・低木を撤去した後の歩道植樹帯及び植栽樹は、別途決められた仕様で舗装してください。

（２）歩道植樹帯や植栽樹を自費工事完了後に復旧（新設）する場合

- ・新設する歩道植樹帯や植栽樹は、深さ 60 c m 程度の黒土を投入してください。
- ・新植する高木は幹周囲（※地面から 1.2m の幹周囲の長さ）18 c m 以上を原則とし、支柱（二脚鳥居）でしっかりと固定してください。
- ・新植する低木は高さ 50 c m 前後とし、植栽密度は 4 本/㎡としてください。
- ・復旧する場合は、既存の高木・低木を掘り取って養生しながら仮植しておき、再び植栽する対応でも結構です。
- ・高木、低木いずれも十分水を与えて土と根が密着するようにしてください。

■用語の説明



例 現況平面図

- ・歩道植樹帯とは、歩道上に「帯状」に高木や低木が植栽されている植込み地をいいます
- ・植栽樹とは、歩道上に単独で「点在」するように高木が植栽されている植込み地をいいます。
- ・高木とは、樹高 3 m 以上の樹木、中木は樹高 1 m 超～ 3 m 未満の樹木、低木は樹高 1 m 以下の樹木をいいます。